

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
24年第1号	24.2.27	<p>常陸太田市里美地区大中町内における「生活困難者のために無料または低額な料金で宿泊所等を提供する事業」施設の開設の反対に関する請願</p> <p>【請願主旨】 昨年12月17日に開催された上記事業の施設設置説明会（事業主体：A有限会社）において参加した住民から次の意見が出た。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本地域では就労の機会は皆無に等しい。 2 ハローワークへ足を運ぶには、片道約30kmの距離にあり車を持たなければならず、公共交通機関では大変不便で困難である。 3 1・2のことから生活困難者が状況を改善するには至らないし、むしろ生活困難を固定化することになる。 4 里美地区は高齢化率が高いがそれぞれが少ない年金等で自助努力の元に頑張っている中で、このような施設で生活困難者を受け入れることに対して大変な違和感を持っている。 5 施設開設予定地近辺には幼稚園、保育所、中学校などの文教施設が立地し、開設予定施設に面する道路が通学路となっていることから子ども達の保護者は、人となりの知らない者の定住には非常に神経を尖らせていて、子どもの安全に大きな危機感を持っている。 <p>以上のことから、茨城県の「生活困難者のために無料または低額な料金で宿泊所等を提供する事業の基準と当該事業の届出及び運営に関する指針」では、近隣住民への事前説明及び協議を義務付けているのみで、住民との合意並びに協定書等の義務付けは無く、地域住民の意思が反映されないものであり、地域に根ざした福祉とは決して言いがたいものである。</p>	<p>大中町会 町会長 小林 信房 外 10名</p>	<p>石 井 邦 一 西 野 一</p>	<p>保健福祉</p>	<p>採択</p>

	<p>当該施設により不特定の者が多数定住することは、地域の住環境に大きな変化をきたし、安心、安全な生活を営む権利を著しく侵害され、従来の生活維持が困難となるものである。</p> <p>よって、以下の事項を請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 「生活困難者のために無料または低額な料金で宿泊所等を提供する事業」の開設要件として、市町村長の同意を得ることを県の指針に盛り込むこと。2 政府関係機関に対し、「生活困難者のために無料または低額な料金で宿泊所等を提供する事業」の開設に当たっては届出制ではなく許認可制に改めるよう求める意見書を提出すること。				
--	--	--	--	--	--